

# 青年部会委員会規定

(委員会の設置)

第1条 本部会は部会の運営及び事業推進を円滑に実施する為に次の委員会を置く。

- 1.運営財務委員会
- 2.経済福祉委員会
- 3.未来創造委員会
- 4.全国大会誘致対策室

(委員会の所定任務)

第2条 各委員会の所定任務は次の通りとする。

全委員会共通として、綱領・指針ののっとり活動をおこなうものとする。各委員会独自の内容として

## 1.運営財務委員会

- (1) 定時総会、臨時総会の設営と運営を行う
- (2) 事務局との連携、名刺や手帳の作成ほか総務全般を行う
- (3) WEBサイトを活用した広報及び委員会事業活動の共有を行う
- (4) 会員拡大・青年部会員減少への提言

## 2.経済福祉委員会

- (1) 社会福祉と地域が求める環境作りの情報収集と研究に取り組む
- (2) 経営問題の知識及び技術の向上に寄与する為の研修等を行い、自己研鑽ならびに交流の場を提供する
- (3) WEBサイトを活用した広報及び委員会事業活動の共有を行う
- (4) 会員拡大・青年部会員減少への提言

## 3.未来創造委員会

- (1) 地域の経済的発展に寄与する為の事業に参加すると共に地域資源の開発に努める
- (2) パンデミックが取り巻く環境下での対応と地域連携

の研究に取り組む

(3) WEB サイトを活用した広報及び委員会事業活動の共有を行う

(4) 会員拡大・青年部会員減少への提言

#### 4.全国大会誘致対策室

(1) 令和6年度、全国大会久留米大会へ向けての準備・対策

(2) 他単会と連携し青年部会員への知識及び技術の向上に努める

(3) WEB サイトを活用した広報及び委員会事業活動の共有を行う

(4) 会員拡大・青年部会員減少への提言

(委員会の構成)

第3条 会員は全て何れかの委員会に所属するものとする。

但し、会長、副会長、専務理事は何れの委員会にも属しないものとする。

(委員会の運営)

第4条 委員長は委員会を代表し、その活動を統括する。

副委員長は、委員長を補佐し委員会活動を円滑ならしめる。

(委員会の開催)

第5条 各委員会は、毎月1回以上委員会を開催する。

又、委員会開催後、出席者並びに報告事項を文書(議事録)にて、速やかに提出しなければならない。

附則

(改定)

1. 令和4年4月23日、規定を一部改正する。